

# 「邑久長島架橋」設置における患者当事者運動史 — 「生活改善運動」との関連から捉えた架橋運動「構想期」 —

仲田 勝美\*

## 要 旨

長島に設置された邑久光明園と長島愛生園では永らく本土と隔絶した環境下に置かれ、その中で架橋設置の実現は彼らの生活保障や人間回復という面からも強く求められていた。

架橋運動の芽生えとしての「構想期」において、架橋設置は優先順位として後回しとなっていたが、「生活改善運動」により、徐々に整備される療養所環境の改善と相まって、架橋設置を求める声は、具体的な行動へと移されていった。このことから、架橋運動はある日突然その必要性が叫ばれたのではなく、「生活改善運動」の成果の延長線上に浮上した必然性を内包した当事者運動である。

キーワード：ハンセン病、患者当事者運動、邑久長島架橋、「生活改善運動」、自治会

## I. はじめに

ハンセン病に罹患した患者らは、絶対隔離主義政策の下、絶えず非人道的な扱いを受け続けていた。療養所における彼らの生活（療養）は著しく劣悪な状況にあり、それら生活課題を集団的実践である自治を通して改善していく。彼らは常に「人間の復権（回復）」を目指し誇り高く生きようと努めていた。その後、1996年の「らい予防法廃止」とその後の「国賠訴訟」を通して広く社会の中で彼らが被った人生被害は、甚大な人権侵害として認知され、「被害者」としての患者の位置が社会で定着することに繋がって行った。確かにその側面は歴史の中でも認められている事実である。その一方、自身と仲間の置かれている不条理な状況を改善する主体者としての生活実践や変革を目指した「力」を有する存在でもあるが、その認識は社会の中では広く認知されていない。彼らを被害者としてのみ認識することは、ハンセン病問題を正しく理解することにならない。そこで彼らが隔離収容されても連帯して状況の改善に努めた運動としての「邑久長島架橋運動（以下、架橋運動とする）」とはどのような取り組みであったのかを検証する。

## II. 研究の意義

利便性はもとより、隔離政策における人間性の喪失といった状況を改善する「人間回復」を目指した取り組みである架橋運動は開始から設置に19年の年月を要した。その際、患者らは組織的にその実現に向かっていった。費用負担の問題や地域住民からの反対、また隔離政策の下にあるという状況から、実現は困難を極めていた。しかし、彼らの要望は、厚生大臣に「隔離を必要としない証として」と言われ、隔離政策が継続する最中に実現した運動であり成果である。

その架橋運動について CiNii Research による関連キーワード（邑久長島大橋、長島架橋、邑久長島架橋運動、長島愛生園 橋、等）により該当した先行研究は山根（2017、2018）の2件であった<sup>2-3</sup>。この研究では、橋を利用してどのような人々が往来し、どう患者言語に影響を及ぼす可能性があるのか、検討するものである。しかし山根も含め、そもそも架橋運動を検討する研究は見あたらない状況である<sup>(注1)</sup>。

そこで筆者は、この架橋運動を取り巻く様々な事象とかかわった人々の連帯と軋轢といった観点でこの患者運動がどのように進められ、成果を得つつ、

\*岡崎女子短期大学

どのような課題が残されているのか、検討する必要があると考えている。

### Ⅲ. 研究の目的・方法

#### 1. 研究の目的

先のような意義をふまえ、本研究では以下の3点について明らかとする。

1 点目に、架橋運動の芽生えとしての「構想期」として位置付けることができる時期の様相を明らかにする。

2 点目に、架橋の必要性和実現に向けた運動へとつながった諸要因が何であったのか明らかにする。

3 点目に、「構想期」における成果と課題をふまえ、架橋運動の意味を考察する。

#### 2. 研究の方法—対象となる資料と分析方法—

本稿における架橋運動の基礎資料は第一次資料である機関誌「愛生」、「楓」といった生活記録、両園自治会による「風と海の中（1989）」、「曙の潮風（1998）」「隔絶の里程（1982）」といった自治史、要望・陳情の経緯をについて両園所蔵の記録をとりまとめた「岡山県ハンセン病関係資料集：長島は語る（2009）」、入園者による自伝著等、また第二次資料である「橋を渡る（2018）」などの記述を手がかりにしている。これら資料上に散見される記述を基に、その経過を年表に起こし、時期区分を検討したところ、4つの時期を設定するに至った。第1に架橋運動の芽生えにあたる「構想期」、第2に架橋促進委員会を設置し、架橋設置に向けた運動が推進された「促進期」、第3に架橋設置の好機を逸することなく厚生省へ直接交渉の行動を展開した「当機立断期」、第4に、その後具体的な設置に向けた交渉に尽力した「交渉期」である。本稿はこのうちの「架橋促進委員会」設置（1972年）以前の「構想期」にあたる時期区分を対象とし、その様相を、とりまとめて構造的化した。

なお本稿においては、患者や入園者、当事者という表現を用いる。

### Ⅳ. 邑久長島架橋運動「構想期」の様相

架橋運動の萌芽的時期である「構想期」において、その舞台となる長島は、現在の岡山県瀬戸内市邑久町東部の瀬戸内海に浮かぶ島々のひとつであるが、

本州との距離は例えば瀬溝地域では約22mに位置している。この島に国立ハンセン病療養所である邑久光明園と長島愛生園が設置されている。以下両園の成り立ちについて触れておく。

#### 1. 邑久光明園について

1909年4月1日、大阪府主管による「第三区府県立外島保養院」として大阪府西成郡川北村外島（現在の大阪市西淀川区中島）に設立（京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・三重・福井・石川・富山・岐阜・滋賀・鳥取の2府10県、収容定員300名）。1934年の室戸台風の直撃を受けて壊滅。入所者173名、職員3名、職員家族11名、および施設拡張工事関係者9名と多大な犠牲者と共に、同地における再建は困難となった。生存者416名については他の6施設に分散委託入園の措置がとられた。翌年の8月6日に復興地が岡山県邑久郡虫明長島に決定し、1938年4月27日、名称を邑久光明園と改め開園されると共に、復興まで他の施設に委託されていた入園者が順次帰園する。その後1941年7月1日、国に移管され名称を邑久光明園と改称することとなった<sup>4)</sup>。特筆すべきは、1918年に入院者による自治組織が発足しており、入院者自治制の第一歩となり、後の療養所患者自治の礎を築いてきた。

#### 2. 長島愛生園について

一方、長島愛生園は、1930年11月20日、国立療養所第一号として開設し、翌年3月27日、はじめての患者収容数は全生病院から模範的な患者81名と途中で収容した4名の85名であった。収容定員は400名であったが、全国で展開されていた無らい県運動による地域排除と隔離収容を経て、半年後には超過状態となった。翌年8月に舎長規定を設け、園側と患者側の連絡機関を設置している<sup>5)</sup>。初代園長となった光田健輔の下、療養所職員、入園者を共に家族とする「一大家族主義」を掲げ療養所の運営がなされていた。後に外島保養院委託患者により持ち込まれた自治主義の影響を受けた入園者らが劣悪な療養環境や不当な患者統治に異を唱え、自治確立を要求した長島事件が1936年に発生する。

このように邑久光明園は府県立の自治主義による療養所である一方、長島愛生園は国立第一号の一大家族主義による療養所といった、成立や思想性の異なりがある。その一方で患者主導の自治の派生と定着が進展しており、全国の療養所から注目されたこ

とからも「自治の起点と広がりを見せた」<sup>9</sup>両園である。

### 3. 島に橋を—2つの架橋アイデア—

長島両園の異なる設置の経緯と併せ、地域社会から隔絶された環境下にある長島において、架橋運動の芽生えとはいかなるものであったのか。それは1938年、外島保養院院長であった原田久作による架橋アイデアに端を発している。それは長島の西に位置する木島を買収し、開閉橋を架けるというものであった<sup>7</sup>が、邑久光明園開園日当日の4月27日に厚生省防疫課長の勝俣稔より、免職を言い渡され、翌日依願退職へと追いやられている。このことから、あくまでもアイデアの提示に止まるものであり、具体的な運動へ展開されていくものではなかった。なお免職理由として、光田健輔の隔離政策に反対し患者自治制を早くから認めていたことが国策にそぐわないという理由で更迭されている<sup>8</sup>。

原田架橋アイデアに続き、架橋構想を持ちだした人物は愛生園2代目園長に1957年から就任した高島重孝による架橋アイデアであった。高島は着任の条件として長島架橋実現を提案している。しかし機関誌「愛生」において高島が言及した記述を取りまとめた記録<sup>9-10</sup>の1962年から1976年の間では架橋に関する内容は確認することができない。その一方で、入園者側は「愛生」において高島架橋アイデアについて次のようにふれている。まずは1959年、入園者の深田冽氏による短歌「架橋のとき」では「新園長が企だつ島の順環路さくりゆかむ杖の先の顛ちくる逃亡を封ずために選ばれし島に架橋のとき近づきぬ」<sup>11</sup>と高島架橋アイデアへの期待の心情が綴られている。同じく、愛生園の入園者である加賀田一氏による「愛生」での記述には高島アイデアについて

「1958年高島重孝先生が長島愛生園々長として着任された時、高島構想の第一声として長島に近代的医療センターを増設する。その基幹工事として長島に橋を架けることを提唱された。(中略)高島園長も長島一周ドライブウェイを作ってはという構想を持たれ」<sup>12</sup>ていたとふれており、架橋は療養所の近代化において必要なものであるという認識によるものであった。このような「愛生」での記述からも、高島架橋アイデアに期待を寄せていた当時の入園者の思いを読み取ることができる。

しかしこのアイデアは、大蔵省において予算化が合意されるものの、その条件として長島愛生園・邑

久光明園両園の合併を条件にするものであったことから、邑久光明園で両園合併案に対する反対運動が起こり、立ち消えとなった経緯を有している<sup>13</sup>。このことについて加賀田氏は、「歴史的にも行政的にも愛生園とは相容れぬ背景を持っていたため、光明園の職員からは合理化推進による職場の確保への不安、入所者からは愛生園への吸収合併は外島保養院の歴史と伝統が失われるという憂慮があったため」<sup>14</sup>と記している。しかし両園の合併案はすでに1955年にあり、統合に抗議反対した運動が入園者と職員を巻き込み展開されていた経緯が伏線として存在している。この運動について邑久光明園入園者である望月拓郎氏は、「自治会と施設側（入所者と職員）が一体となる形で運動の実現を手にし、達成感を共有できたことが、後の生活改善運動のエネルギーとなった」<sup>15</sup>と記している。これは後の架橋運動が入園者、職員双方に架橋委員会を設置し架橋実現に向けて取り組む素地とも受け取ることができる。

このように、両者により提示された架橋アイデアは、諸般の理由により、頓挫し実現には至らず具体的な運動への進展はなかったものの「島に橋を」という想いを知ることはできる。

更にこの時期の療養所では、まずは自身らの、目の前にある生活課題への対応にまい進し、生活基盤を整えることに優先順位がついていた時期であったことも要因となっていたのである。それは1960年代を中心に全国ハンセン病患者協議会（以下、全患協）をはじめ、各療養所で展開された「生活改善運動」であり、この運動を通して、次第に患者らを取り巻く状況は改善されていくこととなる。

## 4. 橋の必要性

### (1) 「生活改善運動」との関連から

全患協は「らい予防法闘争」が全患協運動の頂点と位置付けており、この闘争を経て得た9つの附帯決議を手がかりに、運動方針を自身らの療養所における処遇改善や人権保障へと大きく舵を切り変えていく。それが「生活改善運動」であり、特に療養環境の整備拡充、医師・看護師等の増員、入園者間の経済格差の是正、患者作業の返還、特に患者付き添い看護作業の返還について尽力していくこととなる。その背景には患者間の差異性に起因する問題を内包しつつ、行われていた。ここでは、特に患者当事者運動として尽力した「患者付き添い看護作業の返還」を巡る諸相に着目し見ていくこととする。



## （２）「患者付き添い看護作業の返還」を巡る患者運動

全国の療養所では、患者自らが作業を通して療養生活を維持する体制が取られていた。それが「患者作業」と言われるものである。相愛互助精神に則り、誰もがこの作業に関わることが求められていた。作業内容は多岐に渡り、特に心身両面において負担の大きなものとして患者が患者を看取る「患者付き添い看護作業（以下、「付き添い」とする）」があった。この負担は将来の自身を想定した作業であり、最も尊い作業として位置付けられ、作業賃も他の作業より多い状況であった。しかしプロミン以降の療養所では、「付き添い作業」を敬遠する状況が広がり、問題化されていた。これら状況と併せ、そもそもの作業のあり方自体の問題もあることから、作業返還の動きが強まって行く。長島両園においても、昭和30年代に「患者付き添い看護体制」を改革する運動や自治に力が注がれていた。全患協においては1964年6月5日から5日間の厚生省への座り込みや各支部での作業拒否を通じた「看護切り替え完全実施」を要求した「六・五闘争」を実施しており、この運動は「らい予防法改正」に次ぐ激しい闘争であった<sup>16)</sup>と評価されている。

### （３）長島両園での「付き添い作業」返還

長島愛生園では、1948年の「保健婦助産婦看護法」による完全看護体制を全国の病院に採用されたことから、1950年にモデル病棟を開設<sup>17)</sup>。1963年には、不自由者病棟も徐々に介護員が配置され、1972年に不自由者棟は完全に職員に切り替えられていった<sup>18)</sup>。

邑久光明園では、1961年3月切り替え後の介護水準が低下しないことを基本に、介護基準作りの作業を進めており、翌年9月、入居基準と介護内容は看護切り替えの根幹をなすことから、自治会は対策委員会を中心として時間をかけて医局側と話し合う方針をとっている<sup>19)</sup>。1963年の秋頃から医務部長、看護部長を中心とした施設側対策委員会と、自治会の対策委員会は、ひんぱんに合同会議をもって最終的な介護基準（業務内容）の作成に当たり、1964年6月に介護基準表が出来上がり、看護切り替えが本格的にはじまっている<sup>20)</sup>。

### （４）「付き添い作業」返還に見る入園者と職員の利害の一致

このように「付き添い作業」返還は患者のみならず、職員にとっても大きな課題であった。望月氏は、「それまで夜勤手当、医師の確保の要求でも、園当

局も一緒に厚生省には1960年頃から1965年の間、不自由者看護切り替えの運動、1965年からの看護切り替え人員要求では入所者と施設側とが合意して、自治会と施設側とで対厚生省の運動を組んだ<sup>21)</sup>とあるように、入園者の求める看護切り替え問題は、職員にとっての職務内容や待遇に直結する内容を含んでおり、見て見ぬふりはできない案件であるため、入園者と職員は一致して「対厚生省」への要求を進めていったのである。つまり、入園者の生活改善の要望は、職員らの労働環境の良し悪しと常に関連しており、ここに両者の立場の異なりを超えた「利害の一致」とそれをふまえた「共調」の姿（行動）があったと言える。この職員と入園者の行動の一致は、望月氏も述べているように、「後の架橋運動の下地」<sup>22)</sup>となるものであった。

### （５）この時期の架橋への言及

「生活改善運動」が積極的に行われていたこの時期に架橋に関する入園者の思いを知る記録として1966年に加賀田氏による「自警団発足にあたって一長島に橋を架けて島を守ろうー」<sup>23)</sup>という記述がある。その内容は入園者の高齢化や社会復帰による減少、また職員大半が島外からの通勤という実情から迅速な非常時の対応が難しくなっており、自警団を発足させ、更に橋の設置により「職員は勿論、地元消防団も、船に頼ることなく、現場へ駆けつけることが可能となる。この方法がたてられ、実現しない限り、将来の島の安全は考えられない」<sup>24)</sup>と架橋設置が防災の点で必要であると述べている。更に「この架橋は非常事態のためばかりでなく、療養所としての使命を達成できるかどうかにもかかっている」<sup>25)</sup>とも述べており、当時の医者や職員確保の困難さを解消する手立てとしての認識を示しており、その意味において「長島に橋を架けることが即ち長島を守る」<sup>26)</sup>と、安定した生活保障においても必要であるという見解が示されている。つまり生活改善運動の最中において架橋の必要性は「愛生」を通して園内で認識、共有されていたのである。

## 5. 「架橋促進委員会」の誕生と自治の混迷

長島両園では「生活改善運動」を通して、生活の一定の安定がもたらされていった。そして、再び架橋設置の気運が高まっていた。特に架橋促進委員会設置に至る2年ほど前から、邑久光明園側が架橋設置に向けて尽力している。例えば1969年になると、邑久光明園の会計課長を務めていた包国好哉氏によ

る、瀬溝に歩道橋を架けるという案がとりだたされる。これは島外から通勤してくる職員のための歩道橋案として発案されたものであった<sup>27)</sup>。しかしこの案に否定的な見方をする職員の存在もあったようだが、先の2度の架橋アイデアの時とは異なり、具体的な運動への動きを活発化している。

この年(1969)の架橋設置を巡る動きとして、「邑久支部(光明園自治会)の活動報告[抄]」<sup>28)</sup>を基に表(表1参照)に起こした。このように1年を通して架橋設置の要請等を邑久光明園側が主導し、議論を展開している。また、邑久光明園60周年記念式典で邑久町長(嘉数郁衛)が橋の必要性について言及<sup>29)</sup>したことを受けて、7月28日付で中国地方医務局に対して「邑久光明園の改善に関する要望書」を作成し架橋について要請している<sup>30)</sup>。

翌1970年2月、厚生省医務局長に宛てて「長島架橋費の特別配賦について」の要望書<sup>31)</sup>において、5千万円の予算申請をしておりこの要望書では架橋による費用対効果が具体的且つ明確に示されており、綿密な準備作業があったことをうかがい知ることができる<sup>(註2)</sup>。

5月には、全患協第17回定期支部長会議(邑久開催)において邑久支部は「長島架橋について」を協議事項に提案し、各支部の理解と承認を得ており、全患協支部長会議で初めて「架橋」が提案された記念すべき会議となった<sup>32)</sup>。更に岡山県で開催された「らいを正しく理解する会」において、地元中学生が「なぜ長島には橋がかからないのだろう」という詩を朗読し、山陽新聞に載り話題を呼んだ。このこ

とについて「この詩に勇気づけられ、架橋実現への連帯を生んだ」<sup>33)</sup>との証言があるように、架橋設置の気運の高まりの一助となったようである。そしてこの式典においても、邑久町長は同主旨の祝詞を述べており、この期に邑久光明園自治会は岡山県議会に請願書を提出。

1971年、岡山県議会9月定例会議にて、邑久光明園入園者一同による「長島架橋促進に関する意見書」が全会一致で議決され、岡山県議会議長同前才治の名で厚生大臣、大蔵大臣宛に送付されている<sup>34)</sup>。なおこの意見書には、「国立邑久光明園および長島愛生園の所在する長島と本土間の架橋を早急に実現したい」とあり、理由に、「長島架橋の実現は、これまで光明、愛生両園から当局に対して再三陳情されてきたことであるが、いまだに実現を見ていないことはきわめて遺憾なことであり、(中略)本土との日常の交流はきわめて頻繁であるが、そのすべてを船便によっているため不便かつ不経済であり、また、ハンセン氏病の今日性から見ても、いまだに本土と隔離された状態に放置されていることはまことに不合理と云わざるを得ない。本県議会としても、例年の慰問あるいは陳情により、既にその実情は十分に承知しているので、早急な架橋実現をはかれるよう強く要望する」と見解が示されている<sup>35)</sup>。

そして、翌1972年5月12日、両園入園者による合同の組織として「長島架橋促進入園者委員会(略称:架橋促進委員会)」が結成され本格的に架橋運動が進められることとなる。

表1. 1969年の架橋設置を巡る動き

月日	活動内容
4月4日	・中国地方医務局陳情(日用品費・作業賃配分問題・年金・瀬溝架橋問題)に代表10名 広島に赴く
4月5日	・大村襄二代議士来園の際、日用品費・作業賃・年金と併せ架橋問題を陳情
7月2日	・瀬溝架橋(第1次設計出来上る)
7月19日	・架橋を別枠要求する事を決める
7月22日	・前日に引き続き電報要請(14通打電)・施設交渉整備関係と架橋問題
7月23日	・架橋問題で長島支部を訪問懇談
8月20日	・亀山考一・木村陸男国会議員・元浜貫一県議会議員来園の際、日用品費・医療費・補導員・特別措置・長島架橋について要請
10月17日	・全医労岩崎清作氏来園の際、職員定員の改訂・長島架橋・らい調査会について要望
12月16日	・藤楓教会聖成理事長来園の際、重点3項目・架橋をその他で要請

\* 邑久支部(光明園自治会)の活動報告抄(1969)を基に筆者作成

## 6. 架橋の記述について—「愛生」、「楓」より—

では当時の生活記録として当時の様子を知ることのできる機関誌では、架橋に関する記述はいつ頃からどのような内容で登場したのか。先に記したように、「生活改善運動」の最中において、長島愛生園の機関誌「愛生」で、高島架橋アイデアへの期待としてうたわれた、深田氏の短歌（1959）と、加賀田氏（1966）の自警団発足に際して架橋の必要が論じられていたことを挙げ、架橋の必要性は、「生活改善運動」の最中であつたことにふれた。一方、邑久光明園の機関誌「楓」においては1970年に架橋の必要性や要望に関する記述が、度々現れるようになり、機運の高まりを見ることができるといえる。例えば「楓」に入園者の山内達夫氏による「島と地元との間に橋を」というタイトルで地元の偏見を解消する交流として架橋が必要である点、また橋のないことによる不経済面について述べており「もはやここに橋がないことによってもたらされるものは、悪影響ばかりで、何の利にもなっていないのである。最近になって架橋の声がもり上がってきたのは、こういった事が理解されてきたからなのであろう。人類の進歩と調和を真に問うなら、このような所にも眼を向けて欲しいものである」<sup>36)</sup>と架橋の必要性を述べている。その後の「楓」には、「ここに橋を架けて下さい」（写真1, 2）との掲載がされ、具体的には瀬溝を指している。「医師不足と架橋の必要性」の記述として、医師不足・入園者の高齢化・交通の不便さ・急病人への対応の困難さ、船舶関係費の大幅な減少、地元との交流等に有益であることが挙げられ、架橋の必要性にふれている。

次いで「らいを正しく理解する集い」に登壇した際の入園者大森重吉の「私の体験談」の中の記述に「架橋のことにつきまして、十分な御理解と御協力をたまわりたいと存じます」<sup>37)</sup>と述べられており、更に中山秋夫氏「あの時のこと」の中で、自身の回想と架橋実現の思いを重ねた記述<sup>38)</sup>がみられた。

このように後の「架橋促進委員会」発足（1972年）へと、つながっていった架橋設置の機運の高まりを読み取ることができる。



写真1. 1970年3,4月 350号「楓」

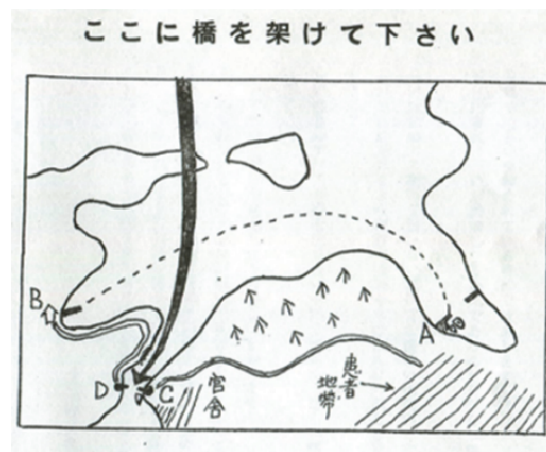


写真2. 1970年10月 356号「楓」

## 7. 自治の混迷—「愛生」「楓」に見る自治会のあり方議論—

上述した架橋設置への機運の高まりが顕著に見られたこの時期において、邑久光明園はどのような様子であったのだろうか。それを知る手立てとして「楓」を通して見ていくと、自治会運営の困難さが浮上していたようである。この「楓」では、1968、69年には俳句や短歌といった文芸作品の掲載が中心であるが、特に1970年頃から入園者による自治会をテーマにした投稿が見られるようになっている。例えば、小川義秋氏の「不自由者の要望」において、「不自由者が一丸となって改善に向けて取り組んで行くべきことは病棟看護に関することでありそのため、自治会としてもこの問題に取り組んでほしいが、近年の自治会の執行部は全患協の問題、委託業務等に忙殺されており、会員の底辺にある階層の問題に手が回っていない」<sup>39)</sup>と指摘している。また、



中山秋夫氏の「自治会組織を考える」では、自治会は「現在は、なり手の問題がある。業務の複雑さ、高齢化、健康度の低下、その他、労外、階層分化的な状況がある。生活環境の変化として生活意識を安易な方向に流れやすくしている。その結果気苦勞の多い自治役員を敬遠するようになってきた。悪い意味での個人主義が自己中心的な考えが強くなり共同体としての意識の衰退。直接的で利己的な要求が強くなりそれが満たされない場合は役員への批判となってあらわれるようになった。役員に依存した考え方自体、反省する必要があるのではないか。会員の意識向上が必要」<sup>40)</sup>と述べている。また、小室政夫氏の「お茶の間談議」では、「連帯意識が薄れていることが会の運営を困難にしている。本年度の役員選挙でも4割近い会員の白票棄権である。底辺の意見を汲み取る運営が機能していなかった。役員選出の困難さから役員の固定化からプロ役員化された印象ある。最近私たちの日常生活にも対話が少なくなった。会員の側にも問題がある」<sup>41)</sup>と指摘している。

また愛生園においても自治会のあり方が議論となっており、1970年、自治会役員づくりが困難となり、今後も高齢化の進展により選出が困難となることから翌年1月に自治会機構改革委員会を設置し検討が進められた<sup>42)</sup>。7月に自治会規約改正案が承認され、10月再始動している。「愛生」の浅田正二（自治会長）氏の「自治会の体質改善について」では、「自治会は会員の利益につながることをのみを行うようにして自治会を本来あるべき姿にしたのである。自治会活動が新規約の軌道に乗り、失われた自治会に対する会員の信頼感を取り戻すことが何よりも大切であり急がれることである。自治会の体質を変え会員の意識を変えることはなまやさしいことではないが寮長と執行委員が努力して、それぞれの機関の機能を果たせば可能であり、さほど難しいとは思わない」<sup>43)</sup>と述べており、具体的には、施設側の下請け業務返上、入園者の利益を擁護し、福祉を増進させることを目的として常勤執行委員7名、非常勤執行委員16名で組織、評議委員を廃止し一院制とする他、「寮長会」を総会に代わる最高決定機関とし、重要課題及び運動方針は寮長会の承認を得る<sup>44)</sup>といった組織改編を行っている。

これらの記述からこの時期は自治会のあり方を問う議論がなされており、なり手の問題は、高齢化の進展や自治会組織の課題、更に当時の療養所が抱え

る入園者の階層の差異性や連帯意識の希薄化、個人主義、一定の生活の豊かさや安定があるようだ。それは「生活改善運動」の成果のもう一つの側面として表出した課題でもある。この自治の混迷は後の架橋運動「促進期」において、邑久光明園自治会休会という事態へ繋がっていくことになる。この出来事が架橋運動にどのように影響したのかについては今後、別稿において示していくこととする。

## V. まとめ

架橋運動の芽生えとしての「構想期」において長島両園では、架橋設置の要望が浮上しては消え、実現せず時期尚早の案件であった。それは先ずは、「生活改善運動」を通して療養所をより快適な場として運用するために尽力しており、架橋設置は優先順位として後回しとなっていた。しかし、「生活改善運動」により、徐々に整備される療養所環境の改善と相まって、架橋設置を求める声は、具体的な行動へと移されていった。つまり、より安定した生活保障を備えた療養所の近代化において架橋は必須であったということである。このことから、架橋運動はある日突然その必要性が叫ばれたのではなく、「生活改善運動」の成果の延長線上に浮上した必然性を内包した当事者運動であるといえる。

そして注目すべきは、「生活改善運動」の過程において職員という存在を巻き込み「対厚生省」の基で一致した運動の展開の必然性をも有していた点である。それは後の架橋運動が、入園者・職員の組織は違えども、一致した目的に向けて「異口」を含みつつも、大局的には「同音」としての運動と昇華していくこととなった。このことから入園者の待遇改善を求める運動は、同時に職員側の労働環境の改善の動きという「互いの利害関係の一致」の基で合意が形成されている。よって患者の生活課題の改善は、労働者としての職員らの処遇課題の改善と、一体性を有していると言える。

その一方で、療養所では患者間の階層化に起因する差異性の広がりも見られ、そして一定程度の生活や環境改善が成果を挙げたことも相まって、一体性が弱まった状況、つまり自治の混迷が確認されている。そのことを青山（2010）は「あるべき施設の姿を取り戻し、患者たちの福利厚生は充実していくのと平行して、患者の相互扶助の必然性ははだいに薄れていった」<sup>45)</sup>と指摘しているように、「生活改善運

動」の成果は入園者間のつながりの希薄化に影響している。しかし、そのような中で、長島愛生園(1972)では98%が橋設置に賛成の意向が明らかとなっている<sup>46)</sup>。この結果は、こと架橋設置については療養所に必要なものであるという認識が一致・共有されていたということを示すものである。多様な立場性や価値観が交錯する、この当時の療養所において、それら人々や状況に対する一致(着地)点、または架け橋となるような意味や意義を内包した運動が邑久長島架橋運動と言っても過言ではない。

## 付記

本研究は、公益財団法人 大幸財団の助成によるものである。

## 注

- (1)但し、藤野(2001)は全患協ニュース等の記述を手がかりに、邑久長島架橋運動は隔離からの解放として展開された、と述べている。藤野豊(2001)『いのちの近代史』かもがわ出版、pp.651-654
- (2)内容として、[申請額5千万円、申請理由及び、特に効果が克明にシミュレーションされ記されている。中でも「物品の廉価購入、新鮮な食料品の供給」において米:1Kにつき70銭安くなる(愛生:198,000K、光明:132,000K、年間231,000円。・牛乳:1本につき1.5円安くなる(愛生:345,600本、光明:200,750本、年間819,525円。・プロパンガス(10K)1本につき150円安くなる(愛生:2,700本、光明:2,300本、年間750,000円、と試算されている。また、「廃止または縮小」の項目において、(イ)船員が不用となる:愛生:4人、光明:3人、一人平均年間額:1,400,000円、年間:9,800,000円、の削減見通し(ロ)船舶が不用となる:船舶運航費:愛生:1,238,000円、光明:1,113,000円、年間:2,351,000円、削減の見通し、(ハ)島内外に置かれていた車庫が島内に統一され能率的な運営がはかれる]

といった具体的な効果が示されている。これらは特に、いかに経済効果(特に削減の効果)があるのか示すことで架橋設置の意義を示そうとしている。非常に緻密な要望書であり、架橋設置への情熱が感じられる。

## 引用文献

- 1)仲田勝美(2023)「ハンセン病問題にみる患者当事者の複層的な位置—先行研究の分析を通して—」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学研究紀要(56)、p.25
- 2)山根(吉長) 智恵(2017)「長島愛生園を訪れた人々—昭和61年から平成2年まで」『山陽論叢 山陽学園大学・山陽学園短期大学紀要委員会』(24)、pp.75-87
- 3)山根(吉長) 智恵(2018)「長島愛生園を訪れた人々」『智恵山陽論叢』(24)、pp.75-87
- 4)邑久光明園作成「邑久光明園パンフレット」
- 5)長島愛生園自治会編著(1982)『隔絶の里程—長島愛生園入園者五十年史—』日本文教出版、p.11
- 6)松岡弘之(2020)『ハンセン病療養所と自治の歴史』みすず書房、p.20
- 7)加賀田一(2000)『島が動いた—隔絶六十年の体験から』『小島の春』はいま!—』文芸社、pp.6-7
- 8)前掲(7)、p.270
- 9)高島重孝(1968)『癩一途—第一集—』長島愛生園
- 10)高島重孝(1976)『愛生春風花開日』北斗志塾出版部
- 11)深田冽(1959)「短歌自選 集架橋のとき」『愛生』252号、長島愛生園慰安会、p.12
- 12)加賀田一(1972)「長島架橋」、『愛生』390号、長島愛生園慰安会、pp.18-21
- 13)国立ハンセン病資料館(2018)『橋を渡る—邑久長島大橋架橋30周年記念—』、pp.6-7
- 14)前掲(7)、p.270
- 15)望月拓郎(2010)「自治会点描—三つの曲がり角—」『創立100周年記念誌』国立療養所邑久光明園、p.167
- 16)邑久光明園入所者自治会(2009)『隔離から解放へ—邑久光明園入所者百年の歩み—』山陽新聞社、p.160
- (17)長島愛生園自治会(1998)『曙の潮風—長島愛生園入園者自治会史—』長島愛生園自治会、p.162
- 18)前掲(15)、p.74
- 19)邑久光明園入園者自治会編(1989)『風と海のなか—邑久光明園入園者八十年の歩み—』邑久光明園入園者自治会、pp.329-330
- 20)前掲(19)、p.331
- 21)前掲(13)、p.35
- 22)前掲(13)、p.35
- 23)加賀田一(1966)「自警団発足にあたって—長島に橋を架けて島を守ろう—」『愛生』327号、長島愛



- 生園慰安会 pp.4-6
- 24)前掲 23)、p.6
- 25)前掲 23)、p.6
- 26)前掲 23)、p.6
- 27)前掲 13)、p.7
- 28)「邑久支部（光明園自治会）の活動報告〔抄〕」光明自治会蔵「中央委員会議事要項」昭和44年『岡山県ハンセン病関係資料集：長島は語る(2009)』、p.473
- 29)前掲 19)、p.376
- 30)「光明園の改善要望書」光明自治会蔵「全患協支部活動関係綴」『岡山県ハンセン病関係資料集：長島は語る(2009)』、p.473
- 31)「長島架橋費の特別配賦についての要望書」光明自治会蔵「要請書」昭和45年『岡山県ハンセン病関係資料集：長島は語る(2009)』、pp.477-478
- 32)「全患協ニュース」360号 1970.6.1 (2面)
- 33) leprosy people : 山本英朗氏証言記録 <https://leprosy.jp/people/yamamoto/> (2023年7月19日閲覧)
- 34)「全患協ニュース」390号 1971.11.1 (2面)
- 35)「自治会報 No.15 昭和46年」光明自治会蔵『岡山県ハンセン病関係資料集—長島は語る—』、pp.480-481
- 36) 山内達夫(1970)「島と地元との間に橋を」『楓』349号、邑久光明園慰安会、pp.2-6
- 37) 大森重吉(1970)「私の体験談」『楓』354号、邑久光明園慰安会、pp.8-10
- 38) 中山秋夫(1970)「あの時のこと」『楓』356号、邑久光明園慰安会、pp.18-20
- 39) 小川義秋(1970)「不自由者の要望」『楓』350号、邑久光明園慰安会 pp.8-9
- 40) 中山秋夫(1970)「自治会組織を考える」『楓』351号、邑久光明園慰安会 pp.2-5
- 41) 小室政夫(1970)「お茶の間談議」『楓』353号、邑久光明園慰安会 pp.4-7
- 42) 前掲 17)p.42
- 43) 浅田正二(1972)「自治会の体質改善について」『愛生』383号、長島愛生園慰安会 pp.4-6
- 44) 前掲 17)p.42
- 45) 青山陽子 (2010)「ハンセン病療養所における相互扶助と統治—患者組織形成期における集団への個人の適応の側面から—」『日本オーラル・ヒストリー研究』第6号、p.116
- 46)前掲 17)pp.76-77

## 参考等文献

- ・長島愛生園(1950)「長島愛生園開園20周年誌」長島愛生園
- ・長島架橋促進入園者委員会「邑久長島大橋架橋運動の経過—1971年9月～1989年11月—」長島愛生園自治会、\*製作年代不明
- ・(公財)鳥取市人権情報センター(2018)「架橋」39号、東京印刷株式会社
- ・青木美憲、山本英郎、池内謙次郎(2010)「基調対談 邑久長島大橋の架橋運動から学ぶもの」ハンセン病市民学会年報
- ・有菌真代(2023)「染症と自由—戦後日本のハンセン病当事者運動とその歴史性・現在性—」思想(1189)pp.5-22
- ・有菌真代(2017)『ハンセン病療養所を生きる—隔離壁を砦に—』世界思想社
- ・ハンセン病違憲国賠裁判全史編集委員会(2006)『ハンセン病違憲国賠裁判全史第9巻瀬戸内訴訟被害実態編』皓星社
- ・光田健輔(1958)『愛生園日記—ライとたたかった六十年の記録—』毎日新聞社
- ・石田雅男(2005)『隔離という器の中で』文芸社
- ・崔南龍(2006)『島の65年—ハンセン病療養所邑久光明園から—』解放出版社
- ・崔南龍(2017)『一枚の切符—あるハンセン病者のいのちの綴り方—』みすず書房
- ・長宏(1978)『患者運動』勁草書房、
- ・山本俊一(1993)『日本らい史』東京大学出版会
- ・和泉眞蔵(2005)『医者への僕にハンセン病が教えてくれたこと』CBR
- ・徳永進(2019)『増補・隔離—故郷を追われたハンセン病患者たち—』岩波現代文庫
- ・内田博文(2014)「強制隔離政策と人権 無らい県運動研究会編『ハンセン病絶対隔離主義政策と日本社会—無らい県運動の研究—』六花出版
- ・藤野豊(2007)『近現代日本ハンセン病問題資料集成—生活改善・反差別運動・戦前期委任統治領「南洋群島」のハンセン病政策—』補巻第13巻、不二出版
- ・藤野豊(2006)「ハンセン病と戦後民主主義なぜ隔離は強化されたのか」岩波書店
- ・全国ハンセン病療養所入所者協議会編(2001)『復権への日月—ハンセン病患者の闘い—』光陽出版社
- ・全国ハンセン氏病患者協議会編(1977)『全患協運動史—ハンセン氏病患者のたたかひの記録—』一光

社

- ・福山市人権平和資料館(2001)『ハンセン病と人権ー長島愛生園のあゆみー』福山市人権平和資料館
- ・国立ハンセン資料館資料館(2011)『たたかいつづけたから、今があるー全療協 60 年のあゆみー1951～2011』国立ハンセン資料館
- ・山陽新聞社編(2017)『語り継ぐハンセン病ー瀬戸内3園からー』山陽新聞社

## 謝辞

本稿執筆にあたり、聖隷クリストファー大学大学院 社会福祉学研究科：川向雅弘教授、福田俊子教授より、有益な助言等を頂きました。この場でお礼申し上げます。